

制定 昭和54年7月17日岐阜県警察訓令第10号  
改正 昭57県警察訓令17号、昭58県警察訓令7号、昭60県警察訓令13号、平元県警察訓令26号、平2県警察訓令29号、平4県警察訓令11号、平8県警察訓令2号、平9県警察訓令2号、平12県警察訓令355号、平14県警察訓令11号、平15年県警察訓令6号、平16年県警察訓令2号、平17年県警察訓令5号・39号、平18年県警察訓令9号、平成19年県警察訓令12号、平成30年県警察訓令1号

## 岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 交機隊の運用（第5条－第13条）
- 第3章 事件事故等の処理（第14条－第17条）
- 第4章 教養訓練（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この訓令は、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

〔平30県警察訓令1号・本条一部改正〕

##### （任務）

第2条 交機隊は、交通取締用車両による機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、主として幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、交通の指導取締り、交通整理及び交通事故発生時の初動活動を行うものとする。

2 交機隊は、前項に規定する任務を行うほか、緊急配備発令時における初動捜査その他の警察活動を行うものとする。

3 交機隊は、前2項に規定する任務を行うほか、警察本部長（以下「本部長」という。）の命ずる事項を行うものとする。

〔平17年県警察訓令5号・本条一部改正〕

##### （位置及び活動区域）

第3条 交機隊の小隊、分駐隊の位置及び主たる活動区域は、別表のとおりとする。

##### （連絡協調）

第4条 交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、警察本部（以下「本部」という。）の部（室）長及び課（隊、所）長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と常に緊密な連携を保ち、交機隊の機能が最高度に発揮されるよう配意しなければならない。

[平元県警察訓令 26 号、平 8 県警察訓令 2 号、平 30 県警察訓令 1 号・本条一部改正]  
(服装)

第 5 条 交通部交通機動隊員（以下「隊員」という。）の交通乗車服には、別図 1 に定める記章を左上腕部に付けるものとする。

[平元県警察訓令 26 号・本条追加、平 2 県警察訓令 29 号、平 30 県警察訓令 1 号・本条一部改正]

(白バイの仕様)

第 6 条 交通取締用自動二輪車（白バイ）のサイドボックスには、別図 2 のとおり「岐阜県警」又は「岐阜県警察」を表示するものとする。

[平元県警察訓令 26 号・本条追加、平 2 県警察訓令 29 号、平 30 県警察訓令 1 号・本条一部改正]

## 第 2 章 交機隊の運用

(勤務制等)

第 7 条 交機隊の勤務制は、日勤制通常勤務及び日勤制毎日勤務（甲）とする。

2 日勤制通常勤務を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 隊長、副隊長及び隊長補佐の職にある者
- (2) 庶務係及び企画指導係に勤務する者
- (3) その他隊長の指定する者

3 日勤制毎日勤務（甲）を行う者は、前項に規定する者以外の者とする。

[昭 57 県警察訓令 17 号・本条一部改正、平元県警察訓令 26 号・旧 5 条を一部改正し繰下、平 12 県警察訓令 355 号、平 17 県警察訓令 5 号、平 30 県警察訓令 1 号・本条一部改正]

(勤務時間等)

第 8 条 隊員の勤務時間、休憩時間、週休日及び勤務を要しない日（以下「勤務時間等」という。）の割振りについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 日勤制通常勤務

岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成 4 年岐阜県警察訓令第 10 号。以下「勤務時間訓令」という。）第 3 条に定める日勤制通常勤務を適用する。

(2) 日勤制毎日勤務（甲）

勤務時間訓令第 4 条に定める日勤制毎日勤務（甲）を適用し、勤務時間等の具体的な割振りは、隊長が別に定めるものとする。

[昭 57 県警察訓令 17 号・本条全部改正、平元県警察訓令 26 号・旧 6 条を一部改正し繰下、平 4 県警察訓令 11 号、平 9 県警察訓令 2 号、平 12 県警察訓令 355 号、平 30 県警察訓令 1 号・本条一部改正]

(機動警ら路線)

第 9 条 機動警ら路線は、隊長が定める。

[昭 57 県警察訓令 17 号、平 12 県警察訓令 355 号、平 17 県警察訓令 5 号・本条一部改正]

(活動計画)

第 10 条 隊長は、交機隊の活動を推進するため、次に掲げる事項を内容とする月間活動計

画を定めるものとする。

- (1) 活動の重点
- (2) 隊員の勤務の指定
- (3) その他活動に必要な事項

[平12県警察訓令355号、平17県警察訓令5号、平30県警察訓令1号・本条一部改正]

(活動状況の報告)

第11条 隊長は、前月分の活動状況を毎月10日までに本部長に報告しなければならない。

[平12県警察訓令355号、平17年県警察訓令5号・本条一部改正]

(警察署員との連携)

第12条 隊員は、機動警ら中、活動区域内の警察署の勤務員と常に緊密な連携を保つように努めなければならない。

[平12県警察訓令355号・本条一部改正]

(応援要請)

第13条 所属長は、交機隊の応援を受けようとするときは、隊長を経て、本部長に要請するものとする。

- 2 派遣された隊員は、派遣先所属長の指揮監督を受けて、勤務に服するものとする。

[平12県警察訓令355号、平17年県警察訓令5号、平30年県警訓令1号・本条一部改正]

### 第3章 事件事故等の処理

(交通関係法令違反事件の取扱い)

第14条 隊員が取り扱った交通関係法令違反事件は、隊長が送致又は送付するものとする。

ただし、交通関係法令違反事件の被疑者が刑事事件の被疑者であった場合は、原則として、関係書類を作成し、証拠資料とともに交通関係法令違反事件を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

- 2 隊長は、逮捕した交通関係法令違反事件被疑者を留置する必要があるときは、交機隊の小队、分駐隊の所在地若しくはその近郊を管轄する警察署長又は逮捕地を管轄する警察署長に被疑者の留置を委託することができる。

[平12県警察訓令355号、平17年県警察訓令5号、平30年県警訓令1号・本条一部改正]

(交通事故の取扱い)

第15条 隊員が交通事故を現認し、又は認知した場合は、直ちに負傷者を救護するとともに、現場保存その他応急の措置を講じ、当該交通事故の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

[平12県警察訓令355号、平30県警察訓令1号・本条一部改正]

(刑事事件の取扱い)

第16条 隊員が刑事事件を認知若しくは被疑者を逮捕し、又は現行犯人の引渡しを受けた場合は、関係書類を作成し、証拠資料とともに当該事件を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

[平12県警察訓令355号、平30県警察訓令1号・本条一部改正]

(その他事案の取扱い)

第17条 前3条に規定するもの以外の警察事案については、必要な措置を執った後、管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

[平12県警察訓令355号・本条全部改正、平30県警察訓令1号・本条一部改正]  
(緊急配備等の処置)

第18条 隊長は、緊急配備が発令されたとき、若しくは緊急配備の要請を受けたとき、又は緊急配備の必要があると認める事案の発生を認知したときは、直ちに緊急配備等所要の初動活動を実施しなければならない。

[平元県警察訓令26号・本条全部改正、平12県警察訓令355号、平17年県警察訓令5号・本条一部改正]

#### 第4章 教養訓練

(教養訓練)

第19条 隊長は、毎月1回以上隊員に対し、教養訓練及び装備資器材の点検を行うものとする。

[平17年県警察訓令5号・本条一部改正]

(会議)

第20条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開き、交機隊の運用について意見を徴し、必要な指示を与えるものとする。

[平12県警察訓令355号、平30県警察訓令1号・本条一部改正]

#### 第5章 雑則

(委任)

第21条 この訓令を実施するために必要な細目は、隊長が別に定める。

[平元県警察訓令26号、平17年県警察訓令5号、平30県警察訓令1号・本条一部改正]

#### 附 則

この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 [昭和57年10月17日 岐阜県警察訓令第17号抄]

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年10月17日から施行する。

(勤務を要しない時間の指定等)

2 条例附則に定める勤務を要しない時間の指定等については、本部長が別に定める。

附 則 [昭和58年3月15日 岐阜県警察訓令第7号抄]

(施行期日)

1 この訓令は、昭和58年3月15日から施行する。

附 則 [昭和60年6月22日 岐阜県警察訓令第13号]

この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 [平成元年9月17日 岐阜県警察訓令第26号]

この訓令は、平成元年9月17日から施行する。

附 則 [平成2年12月27日 岐阜県警察訓令第29号]

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 [平成4年8月1日 岐阜県警察訓令第11号]  
この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 [平成8年3月27日 岐阜県警察訓令第2号]  
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 [平成9年2月27日 岐阜県警察訓令第2号]  
この訓令は、平成9年3月1日から施行する。

附 則 [平成12年12月1日 岐阜県警察訓令第33号]  
この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則 [平成14年3月26日 岐阜県警察訓令第11号]  
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年3月31日 岐阜県警察訓令第6号]  
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成16年2月5日 岐阜県警察訓令第2号]  
この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 [平成17年3月16日 岐阜県警察訓令第5号]  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年12月15日 岐阜県警察訓令第39号]

1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際羽島警察署に勤務を命じられている者は、別に辞令が発せられないときは、岐阜羽島警察署に勤務を命じられたものとする。

附 則 [平成18年2月23日 岐阜県警察訓令第9号]

この訓令中、第2条第1項及び第4条の改正規定は平成18年3月1日から、その他の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成19年3月15日 岐阜県警察訓令第12号]  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年2月20日 岐阜県警察訓令第1号]  
この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

※別図省略

別表（第3条関係）

交機隊の小隊及び分駐隊の位置並びに主たる活動区域

名 称	位 置	主 たる 活 動 区 域
岐阜第1小隊 岐阜第2小隊 岐阜第3小隊	瑞穂市	岐阜中、岐阜南、岐阜北、各務原、岐阜羽島、海津、養老、垂井、大垣、揖斐、北方、山県、郡上、関及び加茂の各警察署の管轄区域
東濃分駐隊	多治見市	加茂、可児、多治見、中津川及び恵那の各警察署の管轄区域
飛驒分駐隊	高山市	郡上、下呂、高山及び飛驒の各警察署の管轄区域

[昭58県警察訓令7号、昭60県警察訓令13号、平元県警察訓令26号、平14県警察訓令11号、平15警察訓令6号、平16県警察訓令2号、平17年県警察訓令第5号、39号、平18年県警察訓令9号、平30年県警察訓令1号・本表一部改正]